

水田農業対策室よりお知らせ

●協議会の改称について

4月25日、つがる市地域水田農業推進協議会通常総会において協議会が改称され、「つがる市地域農業再生協議会」となりました。

●農業者戸別所得補償制度について

①申請書について

農業者戸別所得補償交付金交付申請書の締め切りは6月30日(木)までとなっておりますので未提出の方は、お早めに提出してください。

転作の交付金、畑作物(麦、大豆、そば、なたね)の交付金を受ける方は必ず提出してください。

②畑作物について

畑にも麦・大豆・そば・なたねを栽培し、販売した場合、交付金の対象となります。畑だけに耕作している方(転作田がない方)も、必ず提出してください。

平成23年度農地利用集積円滑化事業について

昨年度に引き続き、今年度も実施しております。今年度の交付金は、農業者戸別所得補償制度の規模加算として10アール当たり20,000円が交付されます。

要 件

1. 新規に6年間以上の貸借
2. つがる市内の農業振興地域農用地区域内の農地
3. 借り手側農家が面的集積された利用権であること。または、1筆であっても1ヘクタール以上の面積を有する農地
4. 利用権設定期間途中で解約した場合は交付金の返還となります
5. 次の場合は該当しません
 - (1) 所有権の移転や農作業受委託の場合
 - (2) 採草放牧地や農業用施設用地の場合
 - (3) 親子間の貸借の場合
 - (4) 利用権の期間終了後に同じ者に再設定した場合
 - (5) 利用権を存続期間中で解約し、同じ者と再び貸借契約する場合
 - (6) 個人経営を法人化して所有する農地の貸借の場合
 - (7) 経営規模が拡大とならない場合
 - (8) 転作の非参加者が水田を貸借する場合で、主食用米を作付した場合

申請締切 平成24年1月31日

※注意：6月16日以降の水田の貸借開始については、平成23年度の水田の経営(コメの配分・転作関係)面積には反映されません。平成24年度からの水田の経営面積に反映されます。



【申し込み・問い合わせ先】水田農業対策室(柏分庁舎) 電話25-3911

農地パトロール(利用状況調査)の実施について 農業委員会からお知らせ

農業委員会では農地パトロール(農地法第30条第1項に基づく利用状況調査)を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り活かす運動を展開しています。ついては、管内の農地所有者または借受者等は、農地の適正管理を励行くださるようお願いいたします。

なお、農地のことでお困りの方は、各地区の農業委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

＜調査月間＞

農地パトロールは、年間を通しての取り組みとなりますが、毎年7月から11月までを調査月間として実施いたしますので、実施にあたり皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

つがる市農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

りんご生産者の 皆さまへ



学校 保育所 住宅地 公園

学校、保育所、住宅地、公園等に隣接する園地で農薬散布の作業を行う際は、風の弱い時に風向きに注意して、農薬飛散による被害が発生しないよう周辺環境に十分に配慮するよう心掛けましょう。

【問い合わせ先】

農林水産課

電話42-2111(内線411)

平成23年度 計量器(はかり)の定期検査について

計量器の定期検査は、取引・証明に使用する「はかり」の正確性を期し、かつ、消費者利益の保護を図るために設けられた制度で、2年に1度検査を受けることが法律で定められています。

つきましては、その趣旨をご理解の上、取引・証明に「はかり」を使用されている方は、定期検査を受けられますようお願いいたします。

- 平成21年度検査実績に基づき、検査の10日程度前に該当者へ通知いたします。
- 新規購入した「はかり」も検査が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 最寄りの実施場所にて検査を受けてください。(最寄りの実施場所では検査できない場合は、右記の他の実施場所でも検査できます)

実施日	実施地区	実施時間	実施場所
7月4日(月)	車力	10:30~12:00 13:00~15:00	富苑公民館
7月5日(火)	車力	9:30~12:00 13:00~15:30	つがるにしきた農協 牛湊支店 車力防雪センター
7月6日(水)	稲垣	10:00~11:30 13:00~15:00	つがるにしきた農協 旧繁田出張所 つがるにしきた農協 つがる支店1号倉庫
7月7日(木)	稲垣 木造	10:00~11:30 14:00~15:00	つがるにしきた農協 つがる支店語利倉庫 館岡コミュニティ消防センター
7月8日(金)	木造	10:00~12:00 13:00~15:00	つがるにしきた農協 川除米倉庫
7月11日(月)	柏	10:00~11:30 13:00~15:00	柏農村環境改善センター つがるにしきた農協 旧玉稻営業所
7月12日(火)	森田	10:00~12:00 13:00~15:00	つがる市消防署森田分署裏 車庫
7月13日(水)	木造	10:30~12:00 13:00~15:30	旧若草館 ごしょつがる農協 旧柴田事業所
7月14日(木)	木造	9:00~12:00 13:00~15:00	ごしょつがる農協 旧林事業所
7月15日(金)	木造	10:00~12:00 13:00~15:00	つがる市役所裏 車庫

【問い合わせ先】 商工観光課 電話42-2111 (内線431)

快適な生活環境のために 下水道課からのお知らせ



①下水道加入のお願い

下水道は家庭の生活雑排水、し尿などの汚水を処理し、周辺の生活環境の改善、用排水路や河川の汚染を防ぐための施設です。供用開始された区域でまだ、下水道に加入されていない方は、加入してください。また、水洗化工事を行う方への融資斡旋も実施していますのでご利用ください。

○融資斡旋制度

- ・融資限度額

下水道が供用開始されてから
5年以内の方は100万円以内
下水道が供用開始されてから
5年を超える方は60万円以内

- ・償還期限 5年以内
- ・利息は市が補給します。

○下水道使用者の変更について

下水道使用者が相続等により変更になる場合は、速やかに届出してください。(届出に必要な書類は、市役所下水道課(2階)または各支所にあります)

②合併浄化槽の費用補助について

市では、公共下水道認可区域外および農業集落排水実施区域外において、既設単独浄化槽または既設汲み取り便所から合併浄化槽へ設置換えを行う方に対して、補助金を交付しています。

(合併浄化槽とは、し尿と生活排水【台所・風呂・洗濯などの雑排水】を併せて処理するための施設です)

○補助金の対象となる建物

専用住宅(主に住居用に使用する建物で、店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満である併用住宅を含む建物)

※専用住宅を新たに建設し、合併浄化槽を設置する方は対象外です。

○補助金の対象区域

つがる市全域で、公共下水道認可区域外および農業集落排水実施区域外とします。

○補助金の額

- ・5人槽 186,000円
- ・6~7人槽 219,000円
- ・8~10人槽 276,000円

○平成23年度受付基数

10基程度(規定数になり次第締め切ります)

【問い合わせ先】 下水道課 電話42-2111 (内線372)